

条例第 21 号

宇和島市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例

宇和島市水道事業経営審議会条例（平成21年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(委員報酬) 第7条 委員に対する報酬は、日額 <u>5,000円を支給する。</u> 2 (略)	(委員報酬) 第7条 委員に対する報酬は、日額 <u>10,000円以内とする。</u> 2 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。